

# ふくい型官民共創応援プロジェクト業務委託の企画提案に関する仕様書

## 1 事業目的

本県では、行政のリソースに限りがある中、複雑化する社会課題に対して、民間の自由な発想によって生み出される社会性のあるビジネス等を行政が応援することにより地域課題を解決することを目指している。

この官民共創を創出・実行するため、県庁内に官民共創チームを立ち上げるとともに、民間が主体となった官民共創のコミュニティ「官民共創フロントふくい（仮）」（以下、「フロントふくい」）の設立・運営を支援する。

本業務では、「フロントふくい」を県内関係者が立ち上げ・運営していくにあたり、県外の大手企業・スタートアップ等とのネットワークを形成するとともに、ネットワーク参画企業に対し官民共創プロジェクトの創出・実行を支援することにより、コミュニティの拡大および継続的な運営体制の構築による自立化をサポートすることを目的とする。

## 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月22日まで

## 3 業務内容

以下の「(1) 参画企業の獲得」および「(2) 共創プロジェクト創出の支援」、「(3) コミュニティ運営の支援」の業務を実施すること。

また、「フロントふくい」は、3年後には本業務のようなサポートなく、県内関係者により自立して運営することを目指している。そのため、3年後に県内関係者が継続的に官民共創プロジェクトを創出・実行しながらコミュニティを拡大していけるよう必要なサポートを行うこと。

なお、「(1) 参画企業の獲得」および「(2) 共創プロジェクト創出の支援」に関するプロモーションは、別途発注する「福井県官民共創広報展開業務委託」において実施するものとする。このため、本業務の受託者は、「福井県官民共創広報展開業務委託」の受託者が実施するプロモーション事業と連携・協力すること。

※今年度は「フロントふくい」立上げ期にあるため、本業務の3項目に関する成果目標は設定しないが、来年度以降、各項目の成果目標を設定する予定である。

本業務の企画提案に当たっては、以下の【フロントふくいの概要】をよく理解すること。

【「フロントふくい」の概要】 ※別添の資料も合わせて参照すること

① 目指す姿

未来思考とイノベーションで共創する「日本一の幸せ実感ふくい」を実現するため、地域主役の官民連携コミュニティに、県内外のアイデアと技術を結集させ、福井の地域課題を解決。持続可能で希望に満ちた福井を未来につなぐ。

② 提供する価値

官民のミスマッチを解消し双方の橋渡しを行う「官民のパートナーシップ」、地域課題を起点として多様な主体が連携する共創プロジェクトを創出する「新たな価値創造」、創出したプロジェクトを地域で活かされる形へと育てる「社会実装」の3つの価値提供により、地域課題の解決と県内産業の価値づくりを目指す。

③ 運営体制・事務局

「フロントふくい」の事務局は、地方銀行、地元新聞社、事業会社、大学の4者が担い、それぞれの強みを活かし、事業性評価や関係者とのマッチング、情報発信、事業構想・プロジェクトマネジメント、研究・人材育成の機能を果たす。加えて、県が採用する地域おこし協力隊員1名が事務局の実務を担う。

④ 活動領域

「フロントふくい」では、「ソーシャルグッド」「Beyond SDGs」「産業イノベーション」を重点活動領域に設定し、医療 DX、防災、環境、教育、脱炭素、AI など、幅広い地域課題解決型プロジェクトの創出を図る。

⑤ 主な活動

県内で官民共創に取り組む意欲ある県内外の企業・団体等を官民共創コミュニティとしてネットワーク化し、セミナーやワークショップ等の実施を通じた官民共創プロジェクトの創出、専任チームによる伴走支援を行う。

⑥ 運営費の確保

「フロントふくい」は、会員企業からの会費収入による自立的な運営をめざす。また、企業版ふるさと納税を活用した運営費の確保を図る。

(1) 参画企業の獲得

① 概要

・「フロントふくい」は、コミュニティへの参画企業を獲得しながら、参画企業が参加するセミナーやワークショップなどを行い、地域課題解決型の共創プロジェクトの創出を通じて、最終的には「フロントふくい」への入会につなげていく。

- ・そのため、(1) 参画企業の獲得では、官民共創に取り組む意欲のある企業・団体と「フロントふくい」事務局との対面またはオンラインによる面談(マッチング)の設定や下記の実施イメージのイベントを開催する。
- ・参画企業は、県内企業も含めて令和8年度に10社、令和9年度に50社、令和10年度に100社を獲得することを目標として想定する。

**【参画企業】**

入会はしていないが、コミュニティが行う活動に継続的に関わり、セミナー・ワークショップ等に参加する企業

**【入会企業】**

「フロントふくい」に正式に入会し、会員として登録され、会費・規約・会員制度に基づき、「フロントふくい」から共創プロジェクトの形成・伴走支援を受ける企業

**② ターゲット**

- ・都市部の大手企業・スタートアップ等

**③ 企業等とのマッチング**

- ・官民共創に取り組む意欲のある企業・団体の情報収集を行うこと。
- ・受託者の保有するネットワークを活用して個別訪問等により、県内での官民共創の取組み意欲や関心のある地域課題等をヒアリングすること。
- ・情報収集した企業・団体から「フロントふくい」との連携に関心のある企業等をリスト化すること。
- ・県および「フロントふくい」事務局と協議のうえ、対面またはオンラインにてリスト化された企業の中から面談(マッチング)を10社以上設定すること。

**④ イベントの実施**

- ・下記の<実施イメージ>から大きく乖離しないこと。
- ・「フロントふくい」に参画する企業・団体のネットワークを形成するため、「福井県官民共創広報展開業務委託」受託者と連携し、参加者の確保に努めること。
- ・各イベントの目的に合致したプログラムの企画・運営を行うこと。
- ・各イベントの登壇者の調整も行うこと。
- ・各イベントの中身は、企画内容を基に県および「フロントふくい」事務局と協議のうえ決定すること
- ・イベントの実施は対面を基本とするが、WEB参加やアーカイブ配信等デジタルツールを効果的に活用して、多くの対象者が参加できるように工夫すること。
- ・当日の運営に必要な会場、人員および機器等を用意すること。

- ・各イベントの実施は受託者が主体となって実施することを想定しているが、3年後の自立化に向けて経験を積むことを目的に、イベント実施に係る業務の一部を「フロントふくい」が請け負うことができるものとする。
- ・「フロントふくい」が業務の一部を請け負う場合は、企画提案審査会による業者選定後から契約締結までの仕様書を調整する期間において、県および「フロントふくい」と協議のうえ、役割分担を決定するものとする。

### ＜実施イメージ＞

	キックオフイベント	参画勧誘イベント	成果報告会
対象	県内外の企業・団体	県外の企業・団体	県内外の企業・団体
場所	県内	首都圏	県内
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティの趣旨・価値の周知</li> <li>・官民共創の機運醸成</li> <li>・企業との関係性構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏でのコミュニティの認知度向上</li> <li>・地域課題×ビジネス機会の提示</li> <li>・企業との関係性構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民共創PJ成果共有</li> <li>・コミュニティの価値向上</li> <li>・会員満足度の向上</li> </ul>
人数	100名以上	延べ150名程度	100名以上
形式	対面およびWEB	対面	対面およびWEB
回数	1回	3回	1回

### ★提案事項

- ・参画企業の獲得に向けた活動内容を提案すること。
- ・「フロントふくい」の活動のメイン領域を参考に、参画企業獲得のターゲットとその理由を示すこと。
- ・マッチングする企業・団体の発掘・情報収集の手法を示すこと。
- ・マッチング候補のリスト化やその後のマッチングについて、現時点でリストに掲載したいと考える企業等やその数、マッチング数、スケジュールなど具体的な計画を示すこと。
- ・各イベントのプログラムや登壇者など具体的な企画を示すこと。
- ・参画企業を獲得するための工夫を提案すること。
- ・各イベントの実施について「フロントふくい」が業務の一部を請け負うことを検討している場合は、受託者と「フロントふくい」の役割分担について現時点の案を示すこと。
- ・独自の提案、その他アピールする点があれば提案すること。

## (2) 共創プロジェクト創出の支援

### ① 概要

- ・「フロントふくい」が形成するネットワーク参画企業・団体によるオープンイノベーションにより、地域課題を解決する共創プロジェクトを創出する。
- ・具体的には、下記の実施イメージにより、地域課題への理解を促進するセミナーおよびプロジェクトアイデア創出のワークショップを実施することで、企業・団体の共創プロジェクト創出を支援する。
- ・共創プロジェクトは、令和8年度に2件、令和9年度に5件、令和10年度に10件を創出することを目標として想定する。

### ② セミナー・ワークショップの実施

- ・下記の実施イメージから大きく乖離しないこと。
- ・セミナー・ワークショップのテーマは、「フロントふくい」活動の重点活動領域から企業ニーズも踏まえて、プロジェクト創出の可能性が高いテーマを設定すること。
- ・「福井県官民共創広報展開業務 委託」受託者と連携して参加者の確保に努めること。
- ・セミナー・ワークショップの目的に合致した効果的なプログラムの企画・運営を行うこと。
- ・セミナーの登壇者の調整も行うこと。
- ・セミナー・ワークショップの中身は、企画内容を基に県および「フロントふくい」事務局と協議のうえ決定すること
- ・当日の運営に必要な会場、人員および機器等を用意すること。
- ・セミナー・ワークショップの実施は受託者が主体となって実施することを想定しているが、3年後の自立化に向けて経験を積むことを目的に、セミナー・ワークショップの実施に係る業務の一部を「フロントふくい」が請け負うことができるものとする。
- ・「フロントふくい」が業務の一部を請け負う場合は、企画提案審査会による業者選定後から契約締結までの仕様書を調整する期間において、県および「フロントふくい」と協議のうえ、役割分担を決定するものとする。

### <実施イメージ>

	官民共創セミナー・ワークショップ
対象	県内外の企業・団体
場所	県内
目的	・官民共創プロジェクトのアイデア創出 ・ビジネスによる社会課題解決の手法や事例についての理解促進

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題×ビジネス機会の具体化</li> <li>・参加企業の交流</li> </ul>
人数	各回30名程度
形式	対面
回数	1回/月

### ③ 共創プロジェクトの伴走

- ・受託者は、本業務を通じた共創プロジェクトの組成・推進のため、関係者調整、会議設計・運営、論点整理、スケジュール管理、実施計画策定等の伴走支援を行うこと。
- ・支援対象となるプロジェクト数は令和8年度中に2件以上の創出を目標とし、各案件の発生時期、内容、進捗状況に応じて、具体的な支援頻度・支援期間は県と協議の上決定する。
- ・標準ケースとして一定件数・一定回数の伴走支援を想定し、これを超える追加支援が必要となる場合は別途県と協議するものとする。

#### ★提案事項

- ・官民共創プロジェクトの創出促進に向けた活動内容を提案すること。
- ・提案においては、セミナー・ワークショップのテーマやプログラム、登壇者など具体的な企画を示すこと。
- ・官民共創プロジェクトを創出するための工夫を提案すること。
- ・セミナー・ワークショップの実施について「フロントふくい」が業務の一部を請け負うことを検討している場合は、受託者と「フロントふくい」の役割分担について現時点の案を示すこと。
- ・独自の提案、その他アピールする点があれば提案すること。

#### (3) 「フロントふくい」運営の支援

##### ① 「フロントふくい」運営全体の支援

- ・「フロントふくい」事務局との定例会議など情報共有体制を構築すること。
- ・「フロントふくい」運営上の課題発生時に必要に応じて改善提案を行うこと。

##### ② 官民共創プロジェクトのマネジメント支援

- ・官民共創プロジェクトの進行管理など必要に応じてプロジェクトマネジメントの助言を行うこと。

### ③ 知識や手法の共有

- ・(1) 参画企業の獲得、(2) 共創プロジェクト創出の支援において、それぞれの業務の成果の整理・分析を行い共有すること。
- ・(1) 参画企業の獲得、(2) 共創プロジェクト創出の支援において、情報共有を密に行うとともに、実践的な知識や手法を共有すること。
- ・「フロントふくい」の品質向上のための改善提案があれば行うこと。

### ④ 想定外の課題・追加ニーズへの柔軟対応

- ・委託期間中に新たな課題や追加対応が必要となった場合、県および事務局と協議し、柔軟に対応すること。

### ★提案事項

- ・「フロントふくい」運営の質を高めるための具体的な運営支援を提案すること。
- ・本業務により「フロントふくい」に共有する実践的な知識や手法や共有の手法を示すこと。
- ・4年目以降の「フロントふくい」の運営モデル、その自立化に向けた3年間のサポート計画を提案すること。
- ・独自の提案、その他アピールできる点があれば、積極的に記載すること。

## 4 追加提案企画

- ・上記の業務内容の他に、事業目的を達成するために独自に提案できる取り組みがあれば、企画提案に盛り込むこと。
- ・独自提案を含む提案内容は、本業務の予算額の範囲内で実施可能なものとする

## 5 実施計画書および実施報告書

- ・本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、県と協議を行った上で決定し、業務を実施すること。
- ・本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成し、県に提出すること。

## 6 業務の再委託

- ・本業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請負わせてはならない。ただし、事前に県と協議の上、その了承を得た場合は、この限りではない。
- ・「フロントふくい」が業務の一部を請け負う場合は、県および「フロントふくい」事務局と協議の上、「フロントふくい」事務局に再委託すること。

## 6 その他

- ・ 本業務を進めるに当たっては、業務の全般を監督する責任者を設けること。当該責任者は、県と必要に応じて打合せを行い、業務内容を理解し、効果的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施すること。
- ・ 本業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理に当たること。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密、個人情報等を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは契約期間終了後も同様とする。
- ・ 本仕様書に示されていない事項については、随時県と協議の上業務を進めること。